

ホームページで議会の録画映像を配信中 → <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shigikai/>

～ 乾杯条例にカンパ～イ！～

6月30日（月）に「長岡市の乾杯条例を着にみんなで乾杯まつり@アオーレ」がアオーレ長岡のナカドマで開催されました。約200人が参加し、本会議で可決された乾杯条例を祝いました。長岡にある蔵元の日本酒が勢揃いし、参加者はおちょこを片手に一斉に乾杯をしました。



(提供:長岡市)

〈目次〉

意見書	1	新しい委員の選任	4
議員表彰	1	常任委員会の所管に関する質問	5
一般質問	2	会派別議案等賛否一覧表	5
特別委員会の中間報告	4	市議会の活動状況	6

6月定例会で可決した意見書

市民生活に重要なことで、それが国や県の仕事である場合、市の力では解決できないことがあります。このようなときには、関係機関に「意見書」を提出して、積極的な解決を求めています。

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかし、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に国連総会において採択された障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されました。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法の第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけております。

よって、国におかれては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定されるよう、強く要望します。

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

6月定例会

日本酒乾杯条例を 全会一致で可決

6月定例会は6月17日から30日までの14日の会期で行われました。平成26年度一般会計、特別会計の補正予算など市長提出議案等31件、議員提出議案1件、意見書1件、請願2件を審議しました。本会議最終日には、議員から提出された「日本酒で乾杯を推進する条例(案)」について、乾杯条例制定検討委員会座長の古川原直人議員から提案理由の説明があり、審議の結果、全会一致で可決しました。詳しくは、6ページをご覧ください。

議案の審議結果については、5ページの会派別議案等賛否一覧表をご覧ください。



提案理由の説明を行う古川原直人議員

議員表彰

全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から、永年にわたり市政発展に尽くした功績が認められ、右の議員が表彰されました。



高見美加議員
(在職10年以上)

酒井正春議員
(在職15年以上)

笠井則雄議員
(在職15年以上)

高野正義議員
(在職15年以上)



藤井 盛光 議員 (1期・無所属)

入札制度について

問 落札業者を決める際に、資材等を市内から調達している業者を優先するなど、入札価格だけでなく、市内に利益が循環するような波及効果を考慮すべきと考えるが、本市の見解は。

答 本市では、下請業者の地元活用や総合評価方式における地元業者活用の加点を実施しているが、これらの取り組みは市内での利益の循環に一定の効果をもたらすものと考えている。

市内からの資材調達を優先することは、地域経済に効果がある一方で、多岐にわたる建設資材を市内で供給、調達することが前提に

なることや、仕入先が限定されることによる建設業者への経営の影響が懸念されることから難しいのではないかと考える。

地域経済活性化について

問 森林資源の有効活用のため、CLT工法を軸に地元産材を用いた中層建築を推進すべきと考えるが、本市の見解は。

答 CLT工法の国内での実用化については、現在国において技術的な検証が進められており、平成28年度を目標に基準が策定される予定である。

本市においても、木材利用の促進に関する基本方針を定め、地域産材を利用した公共建築物の木造化、木質化に努めており、このCLT工法はこれまで進めてきた取り組みの延長線上にあるものとして捉え、引き続き市有施設への導入や民間施設への普及について研究を進めていきたいと考えている。



中村 耕一 議員 (2期・公明党)

路面下の空洞調査について

問 突然発生する路面の陥没は人命にかかわる重大事故につながる危険性があり、安全で信頼性の高い通行を確保するために、いかに路面陥没の発生を防ぐかが重要な課題である。

路面の陥没など問題が起こってから対処する事後保全型から、起る前に未然に防止する予防保全型へシフトすべきと考えるがどうか。

答 空洞による路面陥没に限らず、橋梁、トンネルを含めた道路インフラについては、施設の延命化と維持管理コストの平準化の両立を図る観点から、事後保全

型から予防保全型へ移行するべきであると認識している。今年度本市が策定する橋梁長寿命化修繕計画はその趣旨に沿った計画となっている。

地域包括ケアシステムについて

問 在宅ケアに関するニーズと医療・介護資源の実態調査を行うべきと考えるがどうか。

答 本市は都市部から中山間地まで様々な条件の地域を抱えているため、各地域の現状を踏まえて取り組みを進める必要がある。したがって、実態調査を行うことは、それぞれの地域の実情を把握する上で大変重要であると考えている。

この調査により、在宅サービスの利用者の医療や福祉のニーズを把握するとともに、在宅医療・介護サービスを提供できる事業所や関係団体などの実態調査も合わせて行いたいと考えている。



諸橋 虎雄 議員 (3期・共産党市議団)

医療・介護総合法案について

問 「医療や介護を切れ目なく提供し、住み慣れた地域で最後まで暮らせるようにする」というスロガンは本当に達成できるのか。また、本市における課題等についての見解は。

答 本市は福祉サービスの充実に取り組み、在宅介護についてはある程度の水準を維持しているが、医療と介護の連携についてはまだ十分でない。今後この連携を進めるにあたり、様々な問題や課題はあるが、関係者と十分協力し、少しずつでも着実に進めていきたい。その課題解決のため、

在宅サービスに関する利用者のニーズ調査と在宅医療・介護のサービス供給側の実態調査を行い、医療・介護の現状を十分に把握していきたい。また、関係者同士の連携を進めるため、タブレットを活用した情報共有事業や多職種連携の勉強会を通じて、お互いの顔の見える関係づくりを進めていきたい。

問 すべての国民が必要な医療や介護を受けられる制度改革を進めるため、その財政負担を国に強く求めてほしいがどうか。

答 抜本的な改革を図るとともに、国庫負担の引き上げなど財政支援の拡充・強化を図ることが不可欠である。本市はこれまでも全国市長会を通じて、国に対して財政支援の拡充・強化を要望しているが、今後も引き続き要望していきたい。●その他の質問 集団的自衛権をめぐる憲法解釈について



加藤 尚登 議員 (2期・市民クラブ)

市有施設への国旗掲揚について

問 現在国旗を掲揚している本庁舎や支所庁舎、さいわいプラザ以外の市有施設においても、国民の祝日に国旗を掲揚すべきではないか。

答 「旗日」と言ってきた。昔は家の玄関先に日の丸を掲げる光景が普通に見られたが、最近は少なくなってきた。現在、日章旗は日本の国旗として定められている。国民の祝日に日の丸を掲げ、それを見て日本人としてのアイデンティティを感じるとともに、国

民の祝日を認識し、祝うことは大切なことである。

まずは、多くの人が集まる施設、例えば中央図書館などで国民の祝日に国旗の掲揚を始めるよう検討したい。

少子化対策について

問 不妊症、不育症に対する支援について伺う。

答 不妊症の方には医療機関での受診時や本市の窓口で県の不妊治療費助成制度について説明をしている。本市で治療費助成を受けている方は平成25年実績で296人であり、年々増加傾向にある。

また、不育症の方には、母子健康手帳の交付窓口や電話などで丁寧な内容を聞き、その方の気持ちに寄り添いながら相談支援を行っている。

今後の支援については、国での研究成果を踏まえながら、研究していきたい。



高見 美加 議員 (1期・市民クラブ)

教育について

問 地方教育行政法の改正を受けて、市長と教育長の新しい役割、教育行政の責任の明確化について本市はどう捉えているか。

答 今回の制度改革で、市長は教育の基本にかかわる大綱や目標、方向性など基本的な事項を教育長と連携しながら決定し、教育長はその目的に従って具体的な教育行政を進める立場となり、双方が良好な関係を築くための大切な改革になったと評価している。

また、教育委員長と教育長が新「教育長」に一本化されることにより、責任の所在が明確になることも評価できると考えている。

問 新たな公立高等学校入学選択制度に対して、本市の学校教育はどのように対応するのか。

答 選択制度の変更により、生徒や保護者の不安は大きいと思っている。教育委員会では、変更の趣旨をはじめ、細部にわたる内容の周知徹底がされるよう各学校に指示したところである。新たに実施される学校独自検査の筆答検査で求められる論理的な思考力、判断力、表現力については、現在、各学校で課題に対し文章でまとめる学習やグループ討議を取り入れるなど、日々の教育活動の中で工夫しながら実施されている。

また、子どもの意欲や興味、関心を高めることは、学校教育だけでなく、家庭における親子の会話や地域での体験活動なども大きく影響してくる。したがって、学校、家庭、地域が連携し、総ぐるみで子どもたちを育てていくことが大切であると考えている。



笠井 則雄 議員 (4期・共産党市議団)

原子力防災・避難計画等について

問 30km圏内に位置する本市には、極めて重要な課題である。実効性ある避難計画なしに、柏崎刈羽原発の再稼働は行うべきではないと考えるが、本市の見解はどうか。

答 原発は動いていなくても、そこにある限り防災面の備えは必要であると認識している。現在、原子力規制委員会が新規規制基準への適合審査を進めている段階であり、今後の推移を注視している。避難計画については、国・県・柏崎市が示した計画内容など

を見ながら作業を進め、基本的な行動である屋内退避、風向きなどを考慮した特定区域の避難などの防護措置をできる限り実効性のあるものになるよう策定していきたい。

障害者権利条約について

問 平成28年度から施行される障害者差別解消法における公的機関と民間事業者の義務についての認識はどうか。

答 この法律では、公的機関及び民間事業者に対して障害者への不当な差別取り扱いの禁止、可能な範囲で障害者の障壁となるものを取り除く合理的配慮が規定されている。このうち、合理的配慮については、民間事業者は努力義務、国や地方公共団体は法的に義務付けられている。

今後、国が基本方針を定めることになっていくため、それを受けて本市としても取り組んでいきたい。

※1 総合評価方式：価格だけでなく、技術力等を総合的に評価し、最も優れた提案をした業者を選定する方式。
※2 CLT工法(クロス・ラミネイティド・ティンバー)：板を直交させて積層接着したパネルを用いた工法。重厚であるため、高い断熱性、遮音性、耐火性、強度が期待できる。
※3 不育症：妊娠はするが、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して子どもを持っていないこと。



細井 良雄 議員 (2期・共産党市議団)

合併の検証と合併地域の活性化について

問 合併の中間検証の報告についてどのような対応をしたのか。

答 中間検証は、合併から5年経過した平成22年度に「合併後のまちづくり」「制度調整」「長岡方式の地域自治」の3つの項目に分けて行った。「合併後のまちづくり」は、新市建設計画や新市の一体感の進み具合を、「制度調整」は、41項目の事務事業の進捗状況を検証し、「長岡方式の地域自治」は、区長、町内会長や地域委員のほか、教育、文化、産業の各分野の最前線でまちづくり

に取り組んでいる方々約400名から直接意見をいただいた。検証内容の公表は、分かりやすさを最優先に簡潔にまとめて議員協議会で説明し、関係資料を加えてホームページで公表している。

問 合併10年目にあたり、合併10年の検証スケジュール、手法等について伺う。

答 合併そのものの是非を問うことより、中間検証をベースにしながら、これからどうしていくのかという未来志向が大切だと考え、次の2つの視点から合併の検証を実施している。1つ目は、中間検証で把握された地域の課題がしっかりと検討され、解決されているかどうかという視点。2つ目は、合併協定書でおおむね10年間の設置としていた「長岡方式の地域自治」である地域委員会と支所のあり方について、これまでの実績を踏まえながら検討を行う。地域委員会については、秋ごろをめぐりに方向性を示す予定である。



広井 晃 議員 (1期・市民クラブ)

中小企業支援策について

問 中小企業への支援策として、販路開拓や経営支援などが必要と考えるが、本市の今後の対応策は。

答 販路開拓など産業界のニーズには、商工会議所、NAZEなどと連携し取り組んできたところである。今後の支援策の方向性としては、地域に新たな活力を与える起業・創業支援、雇用の拡大につながる企業立地など、これまで以上に新たな支援策を打つことが必要であると考え。また、金融機関が持つノウハウや資金などを活用することで、地域活性化に相乗効果が期待できるため、今

後は、金融を含めた産学金官が一体となって、将来を見据えた支援策に取り組んでいきたい。

問 観光振興策について

答 企業見学で大切なのは、その企業を訪れたいという観光の観点でのニーズと、受け入れ側の企業にメリットがあるかなどである。企業見学のためには、最終製品を生産する企業の工場脇にショップの併設、社員の体制、工場等の環境づくりなどの整備が必要である。



大平美恵子 議員 (3期・無所属の会)

市の公共調達から見る社会的責任(SRC)について

問 物品や建設工事などの公共調達には、金額も大きく地域市場への影響力も持つため、自治体

が社会的責任を果たす場として重要である。障害者優先調達推進法における調達実績の公表と目標の明記の義務化は、本市と就労施設にどんな効果をもたらすと予測しているか。

務や就労施設に浸透していくことに期待している。

問 本市の建設工事にかかわる入札参加資格の認定において、主観的事項の4つの加点の狙い及び今回の変更により期待する社会的効果をどのように考えているか。

答 本市との災害協定の締結、新潟県ハッピー・パートナー企業への登録、長岡ノーマイカーデーへの参加、障害者の一定以上雇用の4項目について、建設事業者の過去の取り組みの実績に比べて本市が評価し、総合評価を増加することにより、業者の格付等級が上がり、ランクの高い工事に参加できることになる。社会的効果については、本市が推進する施策への取り組みを、公共工事の発注における業者の格付に反映させたことで、建設事業者がさらさらの取り組みを推進することが期待され、他の企業への波及も含めて本市の重点施策の推進に資するものである。



関 充夫 議員 (2期・しん長岡クラブ)

人口減少時代を迎えた課題について

問 人口減少の問題を本市はどう認識しているか。

答 人口減少問題は、急激な子どもの減少と高齢化による急激な社会構造の変化が同時に進み、地域社会がかつて経験したことのない影響が現れてくるという深刻な問題であると考えている。

本市にとって人口減少問題の解決策は、若者の働く場をいかにつくるかにかかっていると考える。本市の若者が、本市で生き生きと暮らせるように、働く場所や子育てなどあらゆる分野で魅力を高め、いく複合的な政策を展開するこ

とが急務であると認識している。

問 本市として現在の少子化問題をどう認識しているか。

答 少子化が一つの大きな要因であることは疑いないことである。国が発表している平成24年の合計特殊出生率では、本市が1.48で、東京が全国最低の1.09となっている。これは、東京での子育てが地方に比べて格段に難しいことを示している。

元総務大臣の増田寛也氏は、進学や就職などで地方から子育て環境の悪い東京へと若者が一極集中することこそが一番の問題であると指摘している。

少子化には未婚や晩婚化などさまざまな要因があるが、若者の一極集中が少子化を進行させ、地方やがては東京を含めた日本全体をも衰退させていくことになるように指摘しており、本市もそのように認識している。



桑原 望 議員 (3期・無所属の会)

教育における読書の推進と図書館機能の充実について

問 本市は学校教育において読書をどのように位置づけ、取り組んでいるのか。

答 日本語の美しさに触れ、知的な好奇心を満たしながら豊かな心性を育むことが読書の役割にわたる人間形成に大きな役割を果たすものと考えている。特に成長期にある子どもたちには、想像力や表現力を高め、知性や感性を豊かにするなど、内面的な成長の糧になると考えている。このような読書の意義を踏まえ、学校では多様な読書活動を推進してい

る。現在ほとんどの小・中学校で

始業前に全校読書活動を行っているほか、「学校が選ぶわが校100冊」の読破に挑戦させるなど、様々な取り組みを行っている。

問 まちなか絵本館の実績と課題は。

答 平成25年度の実績について、貸出件数は5,058件、貸出図書数は2万8,930冊であり、1回で平均5冊を貸し出している。また、お話ボランティアや保育士、司書による読み聞かせも行い、絵本の選び方や読み方などの相談にも応じている。

課題については、これまで利用者から「借りた絵本を他の図書館でも返せるようにしてほしい」といった要望があり、改善してきたところである。

今後蔵書の充実に努め、絵本の良さを広めていくとともに、利用者の声をよく聞きながら、保育士と司書がいるからこそできる子育て支援に取り組んでいきたい。



関 貴志 議員 (4期・無所属)

子どもの自己肯定感の醸成について

問 子どもの自己肯定感を高めるために、大人の肯定感を高める必要性、高め方、醸成について本市の認識は。

答 子どもとかわる大人の自己肯定感を高めることは必要不可欠である。子どもにとって一番身近な大人である保護者に対して、子育てに自信が持てない方などを対象に、親も育つ子育てセミナーをはじめ、様々な研修、セミナーを実施しており、効果が高いものと感じている。大人の肯定感の醸成は重要であると認識しており、今後もしっかりと取り組

んでいきたいと考える。

んでいきたいと考える。

問 柏崎刈羽原発の再稼働問題について

答 国の調査委員会の報告書等を見ても、東京電力の体質や国に問題があったと認識している。原発を運用・監督する国、県、東京電力の組織マネジメントを評価した上で再稼働の判断を行うべきと考えるが、本市の見解は。

福島第一原発事故の調査報告書については、国会、政府、民間、事業者などが作成しており、それぞれ事故の原因や提言をまとめていく。事業者の体質や国の事故対応の問題があるという指摘は、重要な指摘の一つと認識している。

しかし、国、県、事業者の組織のあり方について、本市が評価することはかなり難しいと考える。とりわけ事業者の組織のあり方については、まず国が指導すべきことで、本市の業務にはなじまないと考えている。

※4 NAZE（長岡産業活性化協会）：企業間、企業と大学等教育機関や産業支援機関とを連携させるため、平成20年に設立されたNPO法人。

特別委員会の活動を報告します

(3月定例会及び6月定例会において各委員長から報告された内容の抜粋です。)

克雪・危機管理・防災対策特別委員会

今冬は一部地域で前年を上回る最深積雪量を記録しましたが、一冬を通してみると少雪の年でした。除雪体制の一層の強化を図るため、委託料制度の変更と本部体制の強化を行った結果、より安定的な除雪体制の確保、地域の降雪状況に応じたきめ細やかな出勤判断、適切な予算執行等へつながりました。

地下水対策は、地下水保全のため、本市で様々な節水対策がとられてきましたが、近年の地下水位の低下傾向を踏まえ、消雪パイプの井戸枯れ、地盤沈下等を未然に防ぐため、昨年12月に市民、事業者及び学識経験者等による検討会を設置し、地下水の有効利用のあり方について検討が行われています。

原子力安全対策は、今年2月に県が示した広域避難の行動方針を踏まえ、本市で広域避難計画策定の検討など防災に対する市民の理解を一層深めるための対策が進められています。

引き続き、当委員会では市民の安全・安心を確保するため、災害に強いまちづくりに向けて取り組んでいきます。



消雪パイプの点検

長岡東西道路・大河津分水整備推進特別委員会

長岡東西道路は要町―西津町間の約3キロについて、平成11年から事業着手し、昨年11月24日に開通しました。フェニックス大橋が開通したことで信濃川にかかる橋梁の交通渋滞が緩和されていますが、本市は1日も早い国道17号への接続に向け、県と連携し取り組んでいきます。



大河津分水新可動堰

大河津分水は、信濃川の洪水から越後平野を守るための放水路ですが、河口に向かい川幅が狭まる形状のため、流下能力が不足し、施設の老朽化や機能低下が顕著であり、治水上問題が生じています。このため、国は今年度に抜本改修に向けて調査、概略設計などに着手し、今後これらの結果を踏まえ、具体的な事業内容を決定し、詳細設計、用地買収、工事着手の手順で進めていきます。

いずれの事業も、本市にとって重要な事業であるため、早期完成に向け、今後さらに関係機関とともに努力していきます。

まちづくり・新エネルギー対策特別委員会

本市の新エネルギーにおける取り組みの中から再生可能エネルギーに関する取り組みに焦点を当て、「廃食用油のBDF化事業」「もみ殻活用事業」「木質ペレット製造実証実験」について、調査・検討を行いました。今後の方向性として、「今まで捨てられていたものをエネルギーとして活用する取り組みは、エネルギーの地産地消に向けた取り組みとして評価できるものであり、市は今後、これを循環させる仕組みづくりに積極的に取り組む必要がある」「地域の再生可能エネルギーにはいろいろなものがあることから、眠っているエネルギーを積極的に活用し、バリエーションを増やすとともに、1つのエネルギーに特化することなく、それぞれの地域に合った取り組みを推進する必要がある」「市としても地域の再生可能エネルギーを積極的に活用するとともに、民間も含め、市全体におけるエネルギーに関する取り組みをトータルでデザインし、マネジメントする組織・仕組みが必要である」との提言をまとめました。



木質ペレット製造

少子・高齢対策特別委員会

少子化は見過ごすことができないほど深刻な問題になっており、将来の地域社会の維持を脅かす問題であるという認識のもと、少子化に対する政策の骨子を検討しました。そのうち、第一に取り組むべきものとして、「男女の結びつきの支援」を取り上げました。この問題は、私生活にかかわるものであるため、従来行政で取り扱うのは慎重であるべきと言われてきた分野です。



子育ての駅てくてく

しかし、コミュニティが希薄になりつつある今日、結びつきを求める若者のニーズは確かにあり、民間団体等からの聞き取りで、その若者のニーズに応えることができていない実態が明らかになりました。男女の結びつきは少子化の起点となり、人とのつながりの問題です。先行事例も調査した結果、行政においても「男女の結びつきの支援」をする必要があるとの結論に至り、「男女の間を仲介する支援」「コミュニケーション能力を磨くための支援」「結婚相談所の入会支援」の3つの支援を提言としてまとめました。

新しい委員を選任しました

6月定例会において議会運営委員会、常任委員会の委員の改選を行いました。各常任委員会は、関係する部局の事務や議案、請願などを専門的に審査します。なお、委員の任期は1年です。

◎委員長 ○副委員長

議会運営委員会

(定数12人 現員12人)

議会運営に関連する事項を協議

- | | |
|-------|--------|
| ◎関 正史 | ○杵 俊久 |
| 山田 省吾 | 佐藤 伸広 |
| 丸山 広司 | 細井 良雄 |
| 中村 耕一 | 加藤 尚登 |
| 松井 一男 | 長谷川 一作 |
| 大平美恵子 | 古川原直人 |

常任委員会

総務委員会

(定数11人 現員9人)

総務部、財務部、消防本部などに
関連する事項を審査

- | | |
|--------|--------|
| ◎古川原直人 | ○笠井 則雄 |
| 広井 晃 | 佐藤 伸広 |
| 永井 亮一 | 加藤 尚登 |
| 藤井 達徳 | 関 貴志 |
| 五井 文雄 | |

文教福祉委員会

(定数9人 現員9人)

福祉保健部、教育委員会などに
関連する事項を審査

- | | |
|--------|--------|
| ◎松井 一男 | ○杉本 輝榮 |
| 木島 祥司 | 浮部 文雄 |
| 関 充夫 | 中村 耕一 |
| 大平美恵子 | 高野 正義 |
| 小熊 正志 | |

産業市民委員会

(定数9人 現員9人)

市民部、環境部、商工部、農林部などに
関連する事項を審査

- | | |
|--------|--------|
| ◎山田 省吾 | ○高見 美加 |
| 杵 俊久 | 細井 良雄 |
| 桑原 望 | 関 正史 |
| 酒井 正春 | 山田保一郎 |
| 小坂井和夫 | |

建設委員会

(定数9人 現員9人)

都市整備部、土木部、水道局などに
関連する事項を審査

- | | |
|---------|--------|
| ◎長谷川 一作 | ○水科 三郎 |
| 藤井 盛光 | 丸山 広司 |
| 諸橋 虎雄 | 西澤 信勝 |
| 加藤 一康 | 大地 正幸 |
| 矢野 一夫 | |

9月定例会を 傍聴しませんか？

9月定例会の日程は、8月上旬に決定します。ぜひ傍聴にお越しください。

本会議

- ・開会 午後1時
- ・受付 午後0時30分からアオーレ長岡西棟2階(傍聴受付)にて
- ・定員 65人、車いす席2人、親子傍聴席10人

委員会

- ・開会 午前10時
- ・受付 午前9時30分からアオーレ長岡西棟4階(議会事務局)にて
- ・定員 12人

議会情報を発信中！

本会議・委員会の詳細は、8月下旬発行予定の会議録、またはホームページ上の会議録検索システムをご覧ください。

■会議録のあるところ

アオーレ長岡東棟1階行政刊行物コーナー、東棟3階情報公開コーナー、西棟4階議会事務局、各支所、市立図書館など

■会議録検索システム、インターネット録画中継、議会の日程
⇒「長岡市議会ホームページ」にアクセス



常任委員会の所管に関する質問

各常任委員会では、議案審査のほか、それぞれ担当する事業等について質問する「所管事項に関する質問」を行っています。ここでは、質問項目の一部を掲載しています。詳しくは会議録（8月下旬発行予定）、インターネット録画中継をご覧ください。

総務委員会

- 平成25年7月・8月豪雨水害での被災家屋に対する固定資産税の減免状況
- 地方中枢拠点都市の条件となる中核市への移行
- 長岡のイメージを世界に発信してくれる留学生を活用したシティプロモーション
- 職員採用試験における本市の人材確保のためのこれまでの取り組み
- 中越市民防災安全士会の課題に対する対応及び今後の展開
- 柏崎刈羽原発の再稼働問題に対する本市の積極的な関与
- 消費税増税による個人住民税、法人税の減収など税収規模の大幅な縮小の危険 など

文教福祉委員会

- 中央図書館での国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの開始予定
- 小学校での正しい走り方の指導
- 少人数学級のデメリット
- 学校での子どもたちへの認知症サポーター養成講座の開催状況
- 生活保護受給世帯における学習支援の民間学習支援施設への事業委託後の成果と参加者の評価
- 本市の胃がんリスク検診の実施状況、年齢要件に該当しない人の受診方法
- 学校・家庭・地域の連携における「確かな学力づくり応援隊」や「英語少年団(スポーツ少年団の英語版)」の取り組み
- 学校規模の適正化に向けた本市の考え方 など

産業市民委員会

- LED防犯灯の設置促進に向けた本市の取り組み
- 農地中間管理事業の概要、地域集積協力金のしくみ
- 農地中間管理事業の推進体制
- 第3次地球温暖化対策実行計画（市役所実行計画）の概要
- 長岡まつり大花火大会の今年拡大した信濃川右岸の有料観覧席
- 消費税引き上げ後の市内中小企業の景気動向
- バイオマスタウン構想の位置づけと今後の進め方
- コミュニティセンターの検討が始まる地域の留意点と本市の役割 など

建設委員会

- 「がけ地近接等危険住宅移転事業」の制度概要と本市の利用状況
- 住宅リフォーム助成事業における追加募集
- 中心市街地の空き家の件数及び空き家バンクの利用状況と今後の対策
- 都市計画マスタープランの進行管理と見直し
- 大手通表町地区全体の再開発事業を進めるにあたっての本市の心構え
- 長岡北スマートIC(仮称)完成後の周辺アクセス整備 など

人権擁護委員推薦に同意

6月30日の本会議最終日において、次の方を推薦することに同意しました。

- 高橋 栄作 氏(再任)
- 小林 興一 氏(再任)

会派別議案等賛否一覧表

6月定例会

○：会派全員が賛成 ×：会派全員が反対

議案等	会派名 ()は所属議員数	市民	しん	共産	民成	公明	無所	無所	無所	議決結果
		クラブ (15)	長岡 クラブ (5)	党市議 団 (4)	クラブ (4)	党 (3)	属の 会 (2)	属 A	属 B	
専決処分 市税条例の一部改正 ほか3件		○	○	○	○	○	○	○	○	承認
補正予算	平成26年度一般会計	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	平成26年度介護保険事業特別会計	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
市 長 提 出	市税条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	体育館条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	運動公園条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	老人福祉センター条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	大手通り地下駐車場駐車料金徴収条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	とちおふるさと交流広場条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	建設発生土の処理等に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議 案 等	火災予防条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	市道路線の認定、変更及び廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	契約の締結(新町小学校)2件	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	契約の締結(栖吉中学校)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	契約の締結(川口学校給食共同調理場・中学校武道場)ほか5件	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	財産の取得(消防ポンプ付救助工作車)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	財産の取得(小型動力ポンプ付軽積載車等)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	財産の取得(消防救急デジタル無線機)ほか5件	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	財産の処分(介護保険施設整備事業用地)	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	人 事 人権擁護委員の推薦	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議 員 提 出 案	条例制定 日本酒で乾杯を推進する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	意見書 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
請 願	「手話言語法」制定を求める意見書の提出に関する請願	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
	公正な処遇のもとで安心して働ける労働者保護ルールに関する請願	×	×	○	○	×	○	×	○	不 採 択

会派別議員名簿 (7月25日現在)

市民クラブ	関 正史	松井 一男
	丸山 広司	長谷川一作
	古川原直人	加藤 尚登
	高見 美加	浮部 文雄
	広井 晃	高野 正義
	酒井 正春	五井 文雄
	小熊 正志	大地 正幸
	矢野 一夫	
しん長岡クラブ	永井 亮一	杵淵 俊久
	山田 省吾	関 充夫
	水科 三郎	
共産党市議団	笠井 則雄	諸橋 虎雄
	木島 祥司	細井 良雄
民成クラブ	加藤 一康	杉本 輝榮
	佐藤 伸広	小坂井和夫
公明党	藤井 達徳	中村 耕一
	山田保一郎	
無所属の会	大平美恵子	桑原 望
無所属	A 藤井 盛光	
	B 西澤 信勝	
	C 関 貴志	
	D 丸山 勝総(議長)	

市議会の活動状況

● 6月定例会 (6月17日~30日)

- 6月17日 本会議 (招集日)
- 18日~19日 本会議
- 23日 建設委員会
- 24日 産業市民委員会
- 25日 文教福祉委員会
- 26日 総務委員会
- 30日 本会議 (最終日)

● 議会運営委員会

- 5月16日 6月定例会の会期について
- 6月13日 6月定例会の運営方針について
- 17日 6月定例会招集日の運営方針について
- 30日 6月定例会最終日の運営方針について

● 市内現地視察

- 7月3日 総務委員会
産業市民委員会
- 8日 文教福祉委員会
建設委員会

● 議員協議会

- 6月9日 日本酒で乾杯を推進する
条例 (案) について
- 25日 日本酒で乾杯を推進する
条例 (案) について

● 特別委員会

- 5月12日 長岡東西道路・大河津分水
整備推進特別委員会
- 6月9日 大雪・危機管理・防災対策
特別委員会
- 19日 まちづくり・新エネルギー
対策特別委員会
- 20日 議会活性化特別委員会
- 7月14日 議会活性化特別委員会

6月1日 第65回全国植樹祭を開催

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、毎年開催されます。

今年は新潟県で開催され、黒川村（現胎内市）で開催して以来42年ぶり2回目となりました。



川口さずな館前広場での天皇皇后両陛下

ハイブ長岡では、天皇皇后両陛下による種子のお手播きをはじめ、森林づくりの意義をアピールするアトラクションが披露されました。

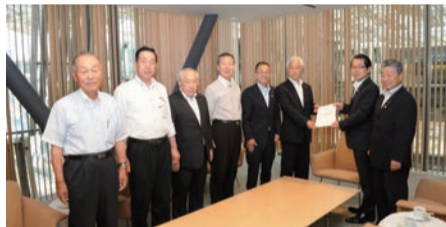


天皇陛下によるお手植え

また、川口さずな館前広場では、天皇皇后両陛下による苗木のお手植えが行われ、当市議会からも丸山勝総議長が記念植樹を行いました。

6月30日 県内初！議員提案で「日本酒で乾杯を推進する条例」を制定

市議会では、市内にある蔵元が造る「長岡の酒」による乾杯の習慣を広め、全国・世界へ長岡の酒の普及促進と、歴史ある長岡の日本酒文化を後世に伝えていくという機運を市民の皆さんとともに高めていくため、乾杯条例制定検討委員会（座長・古川直人議員）を設置しました。他市の事例を含め調査・検討を行った結果、6月30日に議員提案し、全会一致で可決、本条例は同日施行されました。同趣旨の条例が制定されたのは、県内で初めてのことで



乾杯条例制定検討委員会が条例案を議長に報告 (左から) 杉本委員、五井委員、山田保一郎委員、永井委員、笠井副座長、古川原座長、丸山議長、高野副議長

条例に関するQ & A

Q 条例化したのはなぜ？

A 長岡市の酒蔵数は全国第2位を誇り、これは日本酒が長岡の伝統産業の証であると考えます。一方、全国的には酒蔵数や成人1人当たりの清酒消費量は減少傾向にあります。このような状況の中、日本酒という長岡の伝統産業を守り、あわせて乾杯により長岡の酒に親しみを持ってもらい、普及促進を図りたいという思いから条例制定に至りました。

Q 日本酒に限定したのはなぜ？

A 日本酒が長岡市の伝統産業であると考えためです。その伝統産業を守り、振興に努め、後世に伝えていくことが大切であると考えています。

Q お酒が飲めない人への配慮が必要なのでは？

A 個人の嗜好を尊重することが前提であり、飲酒時の日本酒の強要や過度の摂取を促すものではありません。第5条でその旨を明確にしています。

長岡市日本酒で乾杯を推進する条例

我がふるさと長岡は、雪に育まれた清らかな水と、信濃川に代表される豊かな自然と環境に調和した和食文化があり、古くから麴を用いた食文化が花開き、酒、味噌、醤油に類まれな味と品質を誇ってきた。

とりわけ日本酒は、全国でも有数の酒蔵が存在し、米どころ越後長岡の郷土の象徴、伝統産品として受け継がれ、越後社氏が県内、県外に日本酒の文化、産業を伝播してきた。

ここに「長岡の酒」による乾杯の習慣を広めることにより、その普及を促進させるとともに、「長岡の酒」を喜びと祝いの象徴として世界へ発信し、もって我がふるさと長岡の伝統文化として後世に継承するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統産品である日本酒（以下「長岡の酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、本市から世界へ長岡の酒の普及を図り、伝統文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、長岡の酒による乾杯を推進することにより、長岡の酒の普及の促進に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 日本酒の生産又は販売を業として行う者（以下「事業者」という。）は、市及び他の事業者と相互に協力することにより、長岡の酒による乾杯を推進し、市内の日本酒産業の振興及び長岡の酒の普及に取り組むとともに、日本酒に関する知識の普及に努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う長岡の酒による乾杯を推進する取組及び長岡の酒の普及に関する取組に協力するとともに、日本酒に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、日本酒に対する個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7月3日・8日 常任委員会が市内現地視察を実施

市議会では、議員の調査研究の一環として市有施設や民間施設などを毎年視察しています。今年は7月3日に総務委員会と産業市民委員会が、8日に文教福祉委員会と建設委員会がそれぞれ合同で現地視察を行いました。

7月3日 総務委員会・産業市民委員会

- 器械体操専用練習場（市民体育館北側）
- 与板消防署寺泊出張所
- メガソーラー建設用地（高頭町）
- ニュータウン運動公園



与板消防署寺泊出張所



ニュータウン運動公園（屋根付多目的コート）

7月8日 文教福祉委員会・建設委員会

- 桜ガーデンプレイス福住（小規模特養・グループホーム・有料老人ホーム）
- 栃尾美術館（Art of India ミティラー美術館コレクション展）
- 押切駅周辺整備事業
- 都市計画道路横山町亀貝線



桜ガーデンプレイス福住



都市計画道路横山町亀貝線

